

リプレース案件系統連系募集プロセスの基本的な進め方(案)に対して受領したご意見・質問等と本機関回答

項番	ページ番号	意見・質問等	本機関回答
1	P2	<p>・P2のリプレースの定義に「発電所の建替」とありますが、スクラップアンドビルドの場合だけでなく、ビルドアンドスクラップも対象になるとの認識でよいでしょうか。</p> <p>・またこのビルドアンドスクラップが対象となる場合、ある年度の供給計画に先に新規電源の新設計画を記載後、数年後の供給計画で既設電源の廃止計画を記載する可能性があります。この場合も今回のプロセスに該当する旨、明確になっているのでしょうか。</p>	<p>ビルドアンドスクラップもリプレースの対象となります。ただし、発電所の建替に伴う契約申込みを、既設発電所の廃止を前提としない条件で実施する場合は、新たに発電設備等を設置する場合と同様の検討条件となるため、リプレースに該当いたしません。</p> <p>また、リプレースに該当するか否かの判断は、事業者の既設発電設備等の廃止決定を前提とし、原則として、アクセス申込みの前の、供給計画への発電設備等の廃止計画の記載等をもって、判断することとなります。</p>
2	P3	<p>本募集プロセスにおいては、「…リプレースに該当すると判断した場合は、当該廃止計画を公表する」となっているが、リプレース計画の有無に因らず、供給計画に廃止計画が記載された段階で速やかに公表するのが望ましいのではないかと。つまり、第三者が当該送電線に空容量が生じる時期を把握し、早期に当該空容量を利用した発電計画を立てられるようにすべきと考えます。</p>	<p>系統の空容量につきましては、資源エネルギー庁電力・ガス事業部「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月)に基づき、本機関及び一般送配電事業者のウェブサイトにて公表され、系統状況の変化の都度更新される空容量情報をご参照ください。</p>
3	P3	<p>リプレース案件系統連系募集プロセスの基本的考え方についても、広域系統整備委員会における「流通整備効率の向上に向けて」の考え方(例:「Bの基準」等)を取り入れていただきますようよろしくお願い致します。</p>	<p>現在、議論中の内容であるため、リプレース案件系統連系募集プロセスについては、広域系統整備委員会の議論状況を踏まえ、「流通整備効率の向上に向けて」の考え方を必要に応じて取り入れることを検討いたします。</p>
4	P5	<p>発電所の容量や種別に応じて発電所建設(リプレース)に係る検討期間も異なると考えられるため、リプレース対象廃止計画の公表から応募〆切までの期間については、容量が大きいものほど期間を長く取るなど柔軟な検討をお願い致します。</p>	<p>資源エネルギー庁電力・ガス事業部「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(平成27年11月6日。以下「費用負担ガイドライン」という。)に沿って、業務規程第91条第3項に基づき、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保することとしております。</p> <p>また、リプレース対象廃止計画の公表から応募締切までの期間は、新規発電設備設置者の投資判断に要する期間を勘案する一方で、早期の電源開発を希望する事業者への配慮も必要であると考えております。</p>
5	P5 進め方イメージ など	<p>(1)P5の進め方の①と④の間の期間は各々の程度か？ P7によると、①廃止計画公表の条件の・2番目に「建替を行なう場合」とあり、①の公表時点ではリプレースが計画されていることが条件となっている。 P10によると②プロセス開始の決定は、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合で、蓋然性の判断に業務指針125条報告の表明をあげている。 双方の定義「P7の建替を行なう場合を広域機関が認識した時点」と「P10(1)リプレースすることを業務指針125条報告で表明した時点」によれば、①と②は同一の時点ではないかと思われ、逆に②と③の間に一定の期間が存在すると考えられる。 ①から④の期間を”約12ヶ月以上”で一括りで表現せずに、それぞれの期間を個別に具体的に表現して欲しい。(〇ヶ月～×ヶ月といった幅を持たせた記載でもよいので)</p> <p>(2)応募期間12ヶ月以上の根拠は？ 募集要領で示すことになってはいるが、12ヶ月以上がどの程度の期間であるのかが分からない。 火力等の大規模リプレース事業者にとっては十分な検討期間が必要であろうが、再エネなど小規模な事業者はその期間待たされることとなる。 どのような基準で決めることになるのか、明確な目安を予めルール化して欲しい。</p> <p>(3)②プロセスの開始と③募集要綱の公表の関係 P5の進め方のフローによると、②の後③となっており、③の要綱の公表の時点では、プロセスは開始されていることと読める。 一方P10(2)では「プロセスの開始に備え～要綱に定め公表する」とあり要綱公表時にはプロセスはまだ開始されていないことになっている。 ②は「プロセスの開始」ではなく、「プロセスを開始することの決定・公表」ではないか？</p>	<p>(1)費用負担ガイドラインに沿って、業務規程第91条第3項に基づき、①リプレース対象廃止計画の公表から、④応募の締切までの間は、12か月以上としております。</p> <p>②リプレース案件系統連系募集プロセスの開始は、廃止の蓋然性が高まったと判断した時点で行うため、例えば、リプレースになる要件はそろっているものの、発電設備等の廃止時期が確定していない場合に①のリプレース対象廃止計画の公表から②のリプレース案件系統連系募集プロセスの開始の間に時間差が生じます。①の時点で発電設備等の廃止時期が確定している場合は、②③へ移行する準備ができ次第、②③へ移行することとなります。</p> <p>②と③募集要綱の公表は、業務規程第91条第2項に基づき、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、募集要綱を作成し公表することとなり、基本的には同一時点となります。以上が、①から④までの具体的な流れとなりますが、①から④の期間を個別に具体的に表現する旨のご要望については、①から②の期間を標準的に定めることができないため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>(2)(1)に記載のとおり、費用負担ガイドライン及び業務規程に基づくものとなります。No4の回答でも記載のとおり、新規発電設備設置者の投資判断に要する期間を勘案する一方で、早期の電源開発を希望する事業者への配慮も必要であることから、案件によって適切な公募期間を設定したいと考えております。</p> <p>(3)(1)に記載のとおり、②と③については、同一時点となります。</p>

項番	ページ番号	意見・質問等	本機関回答
6	P6	募集要項に記載される優先系統連系希望者の決定方法(条件)は、最速でも入札3か月前の公表になると思われますが、決定方法(条件)は系統連系希望者が事業の初期検討を行ううえで重要な情報であり、公表(周知)が遅いと事業スキームの見直しなど、手戻り等が発生する可能性があるため、早期に公表していただきたいと考えております。 例えば系統増強に対する費用負担の多寡以外に、発電種別、発電効率、発電計画の蓋然性(運開時期)など、複数の条件がある場合には、3ヶ月では検討期間が少ないと思われまので、条件に応じた公表タイミングの設定をお願い致します。	基本的には、現行の電源接続案件募集プロセスに定める募集要綱と同様な手続き等を想定しておりますので、電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方等をご確認ください。リプレース案件系統連系募集プロセスから電源接続案件募集プロセスへ移行した場合は、開始までにも期間を要しており、早期の電源開発を希望する事業者への配慮も必要であることから、プロセス開始の決定・公表から入札までの期間の短縮も考慮しております。また、電源接続案件募集プロセスに移行するまでの間にも、検討する期間が確保されていることから、原案どおりとさせていただきます。 参考 本機関HP 電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方 https://www.occto.or.jp/access/process/files/170427_process_susumekata.pdf
7	P7 3番目の・のa項の但し書	『但し、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除きます。』とあるが、“母線分割”の状態をイメージできず、どのような場合が但し書きに該当するのかが分かりづらい。但し書きが適用される具体例を記載して欲しい。	頂いたご意見を踏まえ、具体例を追加し明確化いたします。
8	P10(1)	公開した廃止計画の蓋然性判断基準として“供給計画への設備廃止年月記載”とされているが、当該時点ではアクセス送電線の費用や接続時期が未確定であることから、事業者はリプレース計画を確定できず、既設の廃止年月日も確定できない。そのような中で廃止計画の蓋然性を判断しリプレース案件系統連系募集プロセスを進めていくためには“供給計画への設備廃止年月記載”との条件は外すべきではないか。	リプレース案件系統連系募集プロセスは、既存の発電設備等の廃止に伴い、送電系統で空いた(増加した)連系可能量について、系統連系希望者を公募するプロセスとなります。したがって、いつ送電系統に空が生じるのかを確定しなければ、当該プロセスはスタートできず、「供給計画への設備廃止年月記載」は、プロセス開始に不可欠な条件であることから、原案どおりとさせていただきます。
9	P10/P14-15の場合分けについて	募集対象の送電系統は募集要綱で定めるとP10にあるが、どのような場合はP14の「第一電気所以下を募集対象」となり、どのような場合がP15の「第一電気所より上位系統を募集対象」となるのかが不明である。 また、P9のループ系統からT分岐しているような場合はループ全体が募集対象となるのかなど、疑問点も多い。 第一電気所より上位を含める場合は、要綱で発表するのではなく予め想定してケース分けしておいて欲しい。 現在の情報公開では、各系統がどのように変電所内でつながっているのかが公表されておらず、予見することが不可能な状態で、公平性が保たれているとは言いがたい。適切な情報公開を希望します。	リプレース案件系統連系募集プロセスの募集対象エリアについては、既存の空容量及び系統状況を踏まえ、効率的な設備形成を阻害されないよう、個別の案件毎に設定する必要があると考えております。そのため、募集対象エリアは各案件の要綱にてお示ししたいと考えております。 費用負担ガイドライン及び系統情報の公表の考え方にに基づき、系統連系に際して、発電事業者の身元確認等の上で一般送配電事業者から地内系統図など必要な情報が提示されていると認識しております。
10	P11~12	リプレースに伴って増容量を行う場合であって、且つ、増容量分が既存連系可能量内に収まる場合は、既存連系可能量のうち増容量分についても、当該リプレース計画による接続申込時点でリプレース案件系統連系募集プロセスによる公募対象とすべきではないか。	業務規程類の変更に関する検討の際は、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
11	P14/15 適用範囲について	P14の例では第一電気所に関連する66kV系統まで図示されているが、P15ではDEの発電所の154kV系統までしか示されていない。 どの(下位)系統まで適用となるのか、明確にして欲しい。(図示でなく「下位の特別高圧は全て含まれる」等の文字でも構わない)	P15のDEの発電所が連系する系統は、154kV未満の下位系統がないものをイメージし記載したものととなります。応募条件としては、P11に記載のとおり、高圧又は特別高圧の送電系統に連系し、系統流入のある募集対象エリア内の発電設備等となります。
12	P17	接続検討回答書の発送日から15営業日以内に工事費負担金の負担の意思確認、契約申込みを完了する期限はかなりタイトなので、延長いただけるよう配慮をお願いします。(1カ月程度は最低必要と思われまです。) 本応募プロセスは入札形式のため、従前の接続検討とは違い、一般送配電事業者に一度に多くの検討件数が集中し業務過多になる懸念があります。また、各系統連系希望者の情報入手の公平性の観点からも、系統連系希望者は工事費負担金、総工事費、所要工期などの規模感を、一般送配電事業者との個別協議などを通じて事前に知ることは難しいと考えます。回答書受領時に費用、工期等の情報を初めて知る得ることを勘案すると、原案の期日では実務上、社内手続きが間に合わない可能性が高いと思われまです。	工事費負担金の負担の意思確認(契約申込み)の期間については、ご意見を踏まえ、接続検討回答の内容を踏まえ事業性等を検討することや手続等を考慮し、5営業日増やし20営業日以内といたします(P5及びP17を修正)。